

## 令和5年度（2023年度）北海道消費生活モニター募集要領（函館市推薦分）

- 1 応募資格 (1) 市内に居住する18歳以上の方〔令和5年4月1日現在〕であって、日常生活のための商品およびサービスの購入を継続して行っている方（高校生は除く）  
(2) 北海道（渡島総合振興局）が主催するモニター研修会（4月開催予定）および消費生活地域協議会に出席できる方  
(3) 1年間を通して続けられる方
- 2 応募方法 所定の申込書（様式）により、下記の要領で提出してください。  
(郵送の場合) 〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
函館市市民部くらし安心課  
(持参の場合) ・市民部くらし安心課（市役所本庁舎1階）  
・湯川支所，銭亀沢支所，亀田支所の各管理担当  
・戸井支所，恵山支所，椴法華支所，南茅部支所の各市民福祉課  
(E-mailの場合) kurashi@city.hakodate.hokkaido.jp
- 3 募集人員 8名（予定）
- 4 申込締切 令和5年2月8日（水）※必着
- 5 選考 応募者多数の場合は、公開抽選により決定いたします。  
抽選日 令和5年2月10日（金）午前10時～  
場 所 市民部くらし安心課（市役所本庁舎1階）  
※文書による改めのご案内はいたしません。
- 6 選考結果 応募者ご本人に通知いたします。
- 7 モニターの主な業務 (1) 生活関連重要商品等の価格および出回り状況の月例調査  
(2) 商品およびサービスの表示等についての調査（年4回程度）  
(3) アンケートに回答（年1～2回程度）  
(4) その他必要に応じ意見等の提出  
※同一世帯内で2人以上の方がモニターに選ばれた場合は、それぞれ異なる店舗について調査をお願いすることになります。
- 8 任 期 1年（令和5年（2023年）4月～令和6年（2024年）3月）
- 9 謝 礼 金 月額1,600円（予定）
- 10 問い合わせ ・募集に関すること  
→函館市市民部くらし安心課(TEL:21-3189)  
・モニターの職務内容等に関すること  
→北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課(TEL:47-9435)